

訴 状

2024年6月10日

東京地方裁判所民事第8部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 戸 田 裕 典



同 弁護士 鈴 木 多 門



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

事件の表示

会計帳簿等閲覧謄写請求事件 及び 株式取扱規程閲覧謄写請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、その営業時間内のいつにても、別紙会計帳簿等目録記載の会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写させよ。
- 2 被告は、原告に対し、その営業時間内のいつにても、株式取扱規程を閲覧謄写させよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 被告

被告は、東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場する株式会社であり、その発行済株式総数は1677万3376株である（甲1：被告履歴事項全部証明書）。

(2) 原告

原告は、被告の総株主の議決権の100分の3以上に当たる177万2700株の議決権を有する株主である（甲2：個別株主通知済通知書）。

2 会計帳簿等閲覧謄写請求

(1) 請求の理由①（本件子会社との取引に関する事項）

ア 被告は、2014年9月1日に、株式会社仲庭時計店（以下「本件子会社」という。）の全株式を取得し、同社を完全子会社化した。なお、被告は、その理由（買収目的）について、従前から本件子会社との間で宝飾品を販売する取引関係にあり、当該子会社化により更なる業容拡大等が期待できる旨説明している（甲3：2014年8月19日付「株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」）。

また、2014年9月より被告代表取締役である長堀慶太氏（以下「長堀氏」という。）が本件子会社の代表取締役に、また、2018年6月より被告常務取締役である吾郷雅文氏（以下「吾郷氏」という。）が本件

子会社の監査役に、それぞれ就任している（甲４：第６２期有価証券報告書【役員一覧】（抜粋））。

イ その一方、【別紙１：被告の本件子会社に纏わる決算数値】に記載のとおり、被告は、上記買収から僅か３年余り経過した２０１８年３月期において、本件子会社に対する４５０，０００千円もの多額の貸付金残高及び１３１，０００千円もの多額の関係会社支援損を計上している。

さらに、その後も被告は、毎期、絶え間なく貸倒引当金や関係会社事業損失引当金の繰入に伴う損失計上を繰り返し（甲５の１～７：各事業年度に係る（連結）計算書類及び同個別注記表（抜粋））（以下、個別注記表における【関連当事者との取引に関する注記】部分を「関連当事者取引注記」という。なお、甲５の７のみ事業報告１枚目を抜粋）、２０２４年３月期に至るまでの間、本件子会社に関連する損失計上として合計５６９，８００千円（＝関係会社支援損１３１，０００千円＋貸倒引当金繰入額３６１，０００千円＋関係会社事業損失引当金繰入額７７，８００千円）もの巨額の特別損失を累積させることとなり、また、これにより当該期間における被告の連結純損益も大幅に悪化した。

ウ 上記イの被告における連結純損益の悪化は、もっぱら本件子会社において発生した同社従業員による横領等の数々の不祥事（以下、総称して「本件不祥事」という。）によるものであり、本件不祥事に伴って発生した本件子会社における多額の損失（甲６の１ないし６：各事業年度に係る本件子会社の決算公告）に対し、被告が貸付金等の名目で本件子会社に資金を流すことで、事実上、穴埋め負担したことが主な原因であると考えられる（甲７：２０２２年１０月５日付『『ナガホリ』』が、子会社に対する貸付金及び貸倒等について回答できない重大理由」と題する記事、甲８：２０２２年１０月１３日付「当社子会社に関する一部報道等について」）（以下、前者につき「本件不祥事記事」と、後者につき「本件不祥事開示」という。）。

そして、一連の本件不祥事の発生は、本件子会社に、「棚卸頻度が少

なかったこと」、「商品管理体制の不備」及び「商品移動のルールが未徹底」といった内部統制上の重大な不備が存在していたことに起因している（甲 8 - 2 頁以下の各「原因及び改善策」の欄を参照）。

エ そのため、被告の取締役らには、本件不祥事による損失の発生ないしその拡大を適切に防止することができなかつたことにつき、親会社取締役としての子会社管理義務違反（善管注意義務違反）が存在する。

具体的に、2014 年 9 月 1 日付で仲庭時計店を 100%子会社化した後、親会社取締役（長堀慶太氏及び吾郷雅文氏においては兼任役員）としての監視監督義務を履践せず、そのために、「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」及び「商品移動のルールが未徹底」といった本件子会社における内部統制上の重大な不備が放置されていた。しかも、複数の不祥事が発覚した後ですら、それらの欠陥が放置され続けていたため、2019 年 3 月頃から 8 月頃にかけて発生した新たな不祥事（甲 8 - 5 頁④事案参照）を防ぐこともできなかつた。すなわち、被告の取締役らには、親会社役員としての（不作為の）任務懈怠が存在する。

オ その一方、原告は、被告に対し、従前から、繰り返し本件不祥事に関する損害額を明らかにするよう、情報開示を要請していたのであるが（甲 9 : 2022 年 10 月 26 日付「回答書 兼 質問状 兼 要望書（8）」 - 3 頁 3 (1) 参照、甲 10 : 2023 年 2 月 20 日付「回答書 兼 反論書」 - 8 枚目 3 (1) ③参照、甲 11 : 2023 年 3 月 6 日付「臨時株主総会に関する回答書 兼 反論書（2）」 - 6 頁(2)(3)参照）、被告側は、「個別の損害額の開示は不要」であるなどとして、これを頑なに拒絶し続けている（甲 12 : 2022 年 11 月 4 日付「回答及び質問状（10）」 - 25 頁(3)参照、甲 13 : 2023 年 2 月 27 日付「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」 - 2 頁②③④参照、甲 14 : 2023 年 3 月 8 日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する臨時株主総会に関する各質問状への回答の受領に関するお知らせ」 - 2 頁参照）。

カ そこで、原告は、外部株主を代表し、株主代表訴訟等の手段を通じて、本件子会社の役員を兼任していた長堀氏及び吾郷氏を中心とする当時の被告役員らに対し、上記義務違反に起因して被告が被ることとなった全ての損害につき賠償を求めることを検討しているところ、そのためには、別紙の会計帳簿等目録（1項）記載の会計帳簿等を閲覧・謄写することにより、被告と本件子会社の間における資金融通等の取引及び会計処理の内容を精査し、被告における役員らに対する賠償請求可能額（被告における損失額）を正確に把握する必要がある。

キ 上記カの請求の理由に加え、甲3のリリースによれば、買収当時（2013年7月期）の本件子会社の総資産は1,166百万円、純資産は271百万円、売上高は2,161百万円、営業利益は14百万円、経常利益及び当期純利益は共に僅か1百万円程に過ぎず、被告から見れば、本件子会社は大した規模ではない重要性の低い会社であった。

それにもかかわらず、被告において、かように不透明かつ巨額の貸付及び損失計上が行われること自体、（たとえ本件子会社にて複数の不祥事があったにせよ、）不自然・不合理と言わざるを得ない。しかも、本件不祥事から4年以上も経過した直近の2024年3月期末においてもなお、被告の貸借対照表上、本件子会社に対する債権は361,000千円のまま残存し、何らの回収ないし貸倒損失処理が行われていないだけでなく、この期に及んでもなお、47,290千円もの多額の関係会社事業損失引当金の追加計上（繰入）が行われていることが認められる（【別紙1】参照）。

加えて、関連当事者取引注記を見ても、ここ数年の間、被告と本件子会社との間で、商品等の販売取引が行われた形跡が一切認められず、上記アで被告が示した当初の買収目的とも齟齬を来しており、この点もまた極めて不自然である。

そのため、被告により本件子会社に対する不透明な巨額の資金拠出行為それ自体が問題であると考えられ、外部株主の立場としては、少

なくとも、どのような時期に、幾ら、どのような条件等に基づいて本件子会社に資金を拠出し、また、(貸付金については)どのように回収を図っていたのかを確認する必要がある。

ク その点、2022年10月5日付の本件不祥事記事が報道される以前、原告は、被告に対し、本件子会社に関する巨額損失の発生原因等につき、再三に亘り、説明及び情報開示を要請していた(甲15:2022年7月28日付「回答書兼質問状兼要望書(5)」-8頁3(1)参照、甲16:2022年8月24日付「回答書兼質問状兼要望書(6)」-4頁4(1)参照、甲17:2022年9月16日付「回答書兼質問状兼要望書(7)」-3頁3(1)参照)。というのも、当該事業年度に係る損益ないし当該四半期に係る損益につき、過年度との比較で主な増減理由を説明することとされている事業報告書(「事業の経過および成果」の項)、決算短信(「経営成績に関する説明」の項)、有価証券報告書(「財政状態及び経営成績の状況」の項)など、いずれの被告開示資料を眺めてみても、どういうわけか、本件子会社に係る巨額損失にかかる説明が一切認められなかったため、被告の筆頭株主たる原告として、当該損失発生理由について、当然に関心を持ったからである。

ケ それにもかかわらず、被告側は、「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じている」(※傍点及び下線は原告代理人によるもの)などと、ギリギリ嘘にならないような曖昧な回答に終始し、頑なに本件不祥事の存在を隠蔽し続けていた(甲18:2022年8月5日付「回答及び質問状(7)」-4頁(4)参照、甲19:2022年8月31日付「回答及び質問状(8)」-2頁(3)参照、甲20:2022年9月22日付「回答及び質問状(9)」-9頁(3)参照)。

そして、被告側(現経営陣)は、本件不祥事記事により、本件不祥事が先んじて世間に広く知られてしまったことで、もはやこれ以上は隠し切れないと観念し、やむを得ず本件不祥事開示を出すことにより、

漸く暴露するに至ったのであり（甲8）、このような被告の不誠実極まりない態度（隠蔽体質）に鑑みれば、本件子会社への多額の貸付又は損失計上の一部として、およそ純粋な資金支援目的と呼べない不公正な取引又は損失隠しのための支出等が含まれていた可能性が十分に考えられる。

コ そこで、原告は、外部株主を代表として、被告役員に対する損害賠償請求を行う前提として、別紙の会計帳簿等目録（1項）記載の会計帳簿等を閲覧謄写することにより、被告と本件子会社の間における不自然かつ巨額の資金融通等の取引及び会計処理の内容を精査し、上記不公正な取引あるいは損失隠しのための支出の有無を確認する必要がある。

(2) 請求の理由②（アドバイザー費用に関する事項）

ア 被告は、【別紙2：アドバイザー費用（特別損失）計上額】に記載のとおり、2023年3月期以降、継続的に特別損失として巨額のアドバイザー費用を計上している（甲5の6及び甲5の7）（以下、総称して「本件アドバイザー費用」という。）。そして、決算短信等の開示資料によれば、当該費用は、「リ・ジェネレーション株式会社その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえた緊急対応及び関連する株主対応等に係るアドバイザー費用」であるなどと説明されている（甲5の7ー通し番号6頁参照）。

イ その点、僅か1年ないし1年弱の間に、被告の利益の大半を吹き飛ばしてしまうほど巨額のアドバイザー費用が計上されること自体、一見して不自然・不合理であると言わざるを得ない。

すなわち、被告（現経営陣）は、株主共同の利益のための支配権維持を建前に、自らの保身を図ることに執着して、一応必要と認められるものの不相当に高額である支出、あるいは、そもそも本来会社に負

担させるべきでない不必要な支出（例えば、原告に対する不当な印象操作ないし現経営陣にとって不都合となる本件不祥事などの事実の隠蔽等を行うために要した業務委託費用等）が多分に含まれている可能性、さらには、「大規模買付行為等への対応」とは一切関係のない損失等が、本件アドバイザー費用に混入している可能性が否定できない。

ウ 加えて、被告側（現経営陣）が、本件不祥事及びそれに伴う多額の損失発生的事实を隠蔽し続けていたことは前記(1)で述べたとおりであるが、本件アドバイザー費用の内訳等についても、原告から再三に亘り、情報開示及び説明を求める旨の要請を行っていたにもかかわらず（甲 15-5 頁(3)、甲 16-6 頁 5 (1)、甲 17-6 頁 4 (1)など参照）、被告側は、不自然なまでに、頑なに当該事実を隠し続けている（甲 18-5 頁(5)、甲 19-3 頁(5)、甲 20-10 頁(5)など参照）。

これらの事情に鑑みれば、本件アドバイザー費用には、公にすることが憚られる不正な目的で行われた支出ないし一切無関係な損失等が含まれている可能性が高いと言える。むしろ、そうでなければ、これ程までに巨額なアドバイザー費用が計上されることはあり得ない。

エ そのような事実が認められた場合、原告は外部株主を代表し、株主代表訴訟等の手段を通じて、被告の役員らに対し、被告が被った全ての損害を賠償することを求めざるを得ないが、そのためには、別紙の会計帳簿等目録(2項)記載の会計帳簿等を閲覧謄写することにより、アドバイザー費用の内訳及び宛先並びに各支出の目的及び内容を精査した上で、賠償請求可能額（被告における損失額）を正確に把握する必要がある。

(3) 原告による閲覧謄写請求と被告による拒絶

ア 原告は、被告に対し、2024年1月10日付「会計帳簿等閲覧謄写請求書」（甲 21）及び2024年1月30日付「反論書（会計帳簿等閲覧謄写請求について）」（甲 22）に基づき、同各日付において、上記(1)及

び(2)における各請求の理由により、別紙会計帳簿等目録記載の会計帳簿等の閲覧謄写請求を行った。

イ これに対し、被告は、いずれの請求の理由についても、『請求の理由』が具体的に特定されているとはおよそいえないこと、また、何らの根拠も示すことなく、「原告グループが、被告との間で実質的な競争関係にある事業を営んでいるものと判断される」から会社法 433 条 2 項 3 号の拒否事由があるなどと主張して、上記原告の閲覧謄写請求を何れも拒絶した（甲 23 の 1：2024 年 1 月 17 日付「回答書」、甲 23 の 2：2024 年 2 月 1 日付「回答書（2）」）。

ウ そして、本訴状提出時点においてもなお、被告は原告による上記閲覧謄写請求に応じていない。

(4) よって、原告は被告に対し、会社法 433 条 1 項に基づき、請求の趣旨 1 記載のとおり判決を求める。

3 株式取扱規程閲覧謄写請求

(1) 株式取扱規程の存在

被告は、定款第 10 条の規定による授権に基づき、株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等の詳細につき、株式取扱規程を定めている（甲 24：被告定款一第 10 条参照）。

(2) 原告による閲覧謄写請求と被告による拒絶

ア 原告は、被告に対し、2023 年 2 月 2 日付「株式取扱規程閲覧謄写請求書」（甲 25 の 1）及び 2023 年 2 月 8 日付「株式取扱規程閲覧謄写請求書」（甲 25 の 2）に基づき、同各日付において、株式取扱規程の閲覧謄写請求を行った。

イ これに対し、被告は、「閲覧謄写目的が正当なもの」でなければならぬが、これが明らかにされていないなどと主張して、上記原告の閲覧謄写請求を何れも拒絶した（甲 26 の 1：2023 年 2 月 3 日付「ファクシミリ送信書」、甲 26 の 2：2023 年 2 月 8 日付「ファクシミリ送信

書」)。

ウ その後も、原告は被告に対し、再三再四、「株式取扱規程について、株主からの閲覧等の請求を拒否できる法令の根拠、又は株主が閲覧等の請求を求める際に、会社に対しその目的や必要性を明らかにしなければならぬ法令の根拠をお示しください。」などと説明を求めたものの(甲10-最終頁(5)参照、甲11-11頁5項参照、甲27:2023年3月10日付「抗議書(2)」)-12頁(5)参照)、被告側はこれに真正面から回答することなく、あるいは、既に説明済みであるなどと主張して、事実上、応答すら拒否する態度を貫いている(甲13-7頁(5)参照、甲14-2頁第3段落参照、甲28:2023年3月13日付「リ・ジェネレーション株式会社から当社プレスリリースについての『抗議書(2)』の受領に関するお知らせ」-1頁本文第2段落参照)。

エ そして、本訴状提出時点においてもなお、被告は原告による上記閲覧謄写請求に応じていない。

(3) よって、原告は被告に対し、会社法31条2項に基づき、請求の趣旨2記載のとおり判決を求める。

第3 原告の主張

1 会計帳簿等閲覧謄写請求(会社法433条1項後段の法令解釈)

(1) 会社法433条1項後段の趣旨は、株主において当該請求の理由を明らかにさせることにより、株式会社において、当該請求の拒絶事由が存在しないかどうかについて判断し、閲覧謄写の目的との関連性から、閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を特定することができるようにすること等にある。

そのため、「請求の理由」は、「当該株式会社において閲覧謄写の目的及び閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を認識することができる程度に具体的に示す必要がある。」と解される(西山渉ほか『新・類型別会社訴訟(10)-会計帳簿等の閲覧謄写請求訴訟をめぐる諸問題-』(判例

タイムズ 1507 号 21 頁以下)、江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール(10)』(商事法務・2011) 139 頁〔久保田光昭〕)。

- (2) さらに、会社法 433 条 1 項は、「当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。」と規定することから、「株主において、会計帳簿等の閲覧謄写請求の「請求の理由」を基礎付ける事実(例えば、取締役が違法な経理処理を行っていること)が客観的に存在することまでは立証する必要はない。」と解されている(前掲西山ほか 22 頁、前掲久保田 139 頁)。

この点に関しては、「請求理由に掲げた事実の有無を調査するのに当該事実の客観的存在の立証を要求するのは背理である」(会社法判例百選【第 4 版】151 頁〔久保大作〕)とか、「会計帳簿閲覧請求の段階で、特定の行為が違法・不当であることを指摘するのは難しいこともあり得るうえ、違法・不当な行為の特定が厳格に求められれば、株主の知る利益を保護すべき場面かという本来の争点とは異なる点(その行為は果たして違法ないし不当か)により裁判の行方が左右されるおそれもある」(旬刊商事法務 2230 号 84 頁〔齋藤真紀])との理由付けがなされている。

- (3) 一方、「会計帳簿等の閲覧謄写請求に当たり明らかにされた「請求の理由」につき、その前提とされた株式会社の取締役の違法行為がその内容自体から明らかに主張自体失当であり、これに基づいて当該株主が予定している訴訟(株主代表訴訟等)を提起したとしても請求認容となる余地が全くない場合」には、閲覧謄写の対象と請求の理由との間の関連性を欠くこと等を理由として、その請求が棄却される可能性があると解されている(前掲西山ほか 22 頁、新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務【増補第 3 版】700 頁』)。

- (4) その点、本閲覧謄写請求における「請求の理由」が、「当該株式会社において閲覧謄写の目的及び閲覧謄写をさせるべき会計帳簿等の範囲を認識することができる程度に具体的に」示されていることは明らかであるといえる。

また、被告取締役らにおける子会社管理義務違反(善管注意義務違反)の存否や、アドバイザー費用それ自体の必要性ないし金額の相当性などの論点については、まさしく、裁判所において、個々の役員ごとに諸般の事情を総合考慮の上で判断されるべき筋合の事柄、換言すると、「株主の知る利益を保護すべき場面かという本来の争点とは異なる点」であるというべきであって、少なくとも、原告の主張が「明らかに主張自体失当」で「請求認容となる余地が全くない場合」に該当しないことは明らかである。

- (5) 以上のとおりであるから、本件原告の帳簿等閲覧謄写請求は直ちに認められるべきである。

2 株式取扱規程閲覧謄写請求（株式取扱規程の法的位置付け等）

- (1) 株式取扱規程は、定款の下位規範の一つであり、定款の授權に基づく付属規程となっているから、株主は会社に対する株式の取扱いにつき、定款と同様にこれに拘束される。そのため、株式取扱規程に定められた事項は、会社と株主との間に生じる事務手続を画一的に処理するのに必要な事項であるから、会社法 31 条 2 項が準用され、備置き及び開示対象となる（江頭憲治郎編『会社法コンメンタール(1)』（商事法務・2008年）357 頁〔森田果〕、江頭憲治郎・中村直人編『論点体系 会社法 1 設立・株式(1)【第 2 版】』（第一法規・2021 年）138 頁〔岩崎友彦〕）。

また、たとえ定款の授權規定が存在しない場合であったとしても、株式取扱規程は株主の利益に直接関わる事項を定めているものことから、備置き義務の対象から外すことは望ましくないと解されている（前掲森田 358 頁）。

- (2) その点、会社法 31 条 2 項には、同法 125 条 3 項及び同法 433 条 2 項のような拒否事由が定められていなければ、株主等が閲覧謄写の請求を行うに当たり、会社に対し、「請求の理由」を明らかにしなければならない旨の要件も課されていない。

さらに、本条に基づく閲覧謄写請求については、「反復継続して多数の閲覧等の請求を行って、会社の事務に意図的に負担をかけようとするような、ごく例外的な場合」を除けば、請求自体が権利濫用に該当すると認められる場面を想定することもできないと解されている（前掲森田 359 頁、前掲岩崎 139 頁）。

無論、本件原告による閲覧謄写請求が、かかる例外的な場合に該当しないことは明白である。

- (3) そもそも、株式取扱規程は、定款の授権に基づき、株式の取扱いに関する細部に至る事項を定めたものであることから、当該規程の趣旨からして、その内容を秘匿する必要性など微塵もなく、むしろ、会社及び株主の互いの便宜を考慮すれば、あらかじめ株主に広くアナウンスしておくべき性質のものである。況してや、株主から閲覧等の請求があれば、会社は当然に応じる義務がある。

その点、昨今では、株主に対してあらかじめ「手続」の内容を開示する必要があるとの理由から（甲 29：葉玉匡美ブログ「会社法であそば。」2008 年 9 月 11 日記事（抜粋）3 枚目参照）、自社のホームページ等において、株式取扱規程を公表ないし自由にダウンロードできるようにしている会社が多数存在する（甲 30：Google「株式取扱規程」検索結果）（前掲森田 359 頁 17 行目以下、前掲岩崎 138 頁下から 5 行目以下も併せて参照）。

しかしながら、被告は、株式取扱規程を公表しないだけに留まらず、過去の裁判手続においても、敢えて、その大部分にマスキングを施した上で証拠提出するといった悪辣な手段に及んでいるところ（甲 11-19 枚目以下参照）、上記のとおり、株式取扱規程の性格上、秘匿する必要性など微塵もなく、むしろ既存の株主及び潜在的投資家に向けて広く公表すべきものであることを踏まえれば、被告（現経営陣）は、自己保身の目的のために原告の株主権の行使を不当に制限しており、もっと言えば、秘密裏にマスキング部分の規定を駆使して妨害工作を企図している可能

性すら否定できない。

- (4) 以上のとおりであるから、本件原告の株式取扱規程閲覧謄写請求は直ちに認められるべきである。

以 上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1 通
2	証拠説明書	2 通
3	甲号証（写し）	各 2 通
4	履歴事項全部証明書	各 1 通
5	訴訟委任状	1 通

別紙

当事者目録

〒108-0014 東京都港区芝五丁目 13-13

原 告 リ・ジェネレーション株式会社
上記代表者代表取締役 尾 端 友 成

(送達場所)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目 7-1

有楽町電気ビル南館 5 階 552

弁護士法人ニューポート法律事務所 (東京オフィス)

電 話 03-6441-2760

F A X 03-6441-2761

原告訴訟代理人 弁護士 戸 田 裕 典
同 弁護士 鈴 木 多 門

〒110-8546 東京都台東区上野一丁目 15 番 3 号

被 告 株式会社ナガホリ

上記代表者代表取締役 長 堀 慶 太

別紙

会計帳簿等目録

1 本件子会社との取引関連

本件子会社に対する貸付金に関する取引及び同社に対する損失計上に関する取引の内容等を把握するための以下の会計帳簿等

- ① 2018年3月期から2024年3月期に係る総勘定元帳（本件子会社に関する仕訳が記帳されている全勘定科目）
- ② 上記仕訳に係る仕訳伝票
- ③ 上記仕訳の基礎となる契約書等（金銭消費貸借契約書、贈与等契約書、債権放棄通知書等の取引内容が分かるもの）の証憑書類

2 アドバイザリー費用関連

アドバイザリー費用の内訳及び宛先並びに各支出の目的及び内容等を正確に把握するための以下の会計帳簿等

- ① 2023年3月期及び2024年3月期に係る総勘定元帳（アドバイザリー費用の計上ないし支払に関する仕訳が記帳されている全勘定科目）
- ② 上記仕訳に係る仕訳伝票
- ③ 上記仕訳の基礎となる契約書（業務委託契約書、委任契約書等の業務内容が分かるもの）及び請求書等（請求書、業務内訳報告書等の具体的な支出額の算定根拠が分かるもの）の証憑書類

以 上

別紙 1 : 被告の本件子会社に纏わる決算数値

【2018年3月期】

長期貸付金	:	450,000 千円
関係会社支援損	:	131,000 千円
連結純損益	:	57,046 千円
(本件子会社の純損益	:	154 千円)

【2019年3月期】

長期貸付金	:	314,000 千円 (返済▲136,000 千円)
貸倒引当金	:	157,000 千円 (繰入+157,000 千円)
貸倒引当金繰入額	:	157,000 千円
連結純損益	:	▲133,590 千円
(本件子会社の純損益	:	▲ 81,906 千円)

【2020年3月期】

長期貸付金	:	321,000 千円 (差額不明+7,000 千円)
貸倒引当金	:	193,020 千円 (繰入+36,020 千円)
貸倒引当金繰入額	:	36,020 千円
連結純損益	:	▲104,530 千円
(本件子会社の純損益	:	▲119,754 千円)

【2021年3月期】

長期貸付金	:	381,000 千円 (差額不明 60,000 千円)
貸倒引当金	:	316,300 千円 (繰入+123,280 千円)
貸倒引当金繰入額	:	123,280 千円
連結純損益	:	▲331,577 千円
(本件子会社の純損益	:	▲123,211 千円)

【2022年3月期】

長期貸付金	:	361,000 千円 (差額不明▲20,000 千円)
貸倒引当金	:	342,600 千円 (繰入+26,300 千円)
貸倒引当金繰入額	:	26,300 千円
連結純損益	:	163,921 千円
(本件子会社の純損益	:	▲ 25,637 千円)

【2023年3月期】

長期貸付金	:	361,000 千円 (増減なし)
貸倒引当金	:	361,000 千円 (繰入+18,400 千円)
関係会社事業損失引当金	:	30,510 千円 (繰入+30,510 千円)
貸倒引当金繰入額	:	18,400 千円
関係会社事業損失引当金繰入額	:	30,510 千円
連結純損益	:	60,777 千円
(本件子会社の純損益	:	▲ 49,535 千円)

【2024年3月期】

長期貸付金	:	361,000 千円 (増減なし)
貸倒引当金	:	361,000 千円 (増減なし)
関係会社事業損失引当金	:	77,800 千円 (繰入+47,290 千円)
関係会社事業損失引当金繰入額	:	47,290 千円
連結純損益	:	519,972 千円

※ 本件子会社の純損益は、本訴状提出日現在不明

以 上

別紙2：アドバイザー費用（特別損失）計上額

【2023年3月期】

アドバイザー費用	:	357,773 千円
連結純損益	:	60,777 千円

【2024年3月期】

アドバイザー費用	:	269,408 千円
連結純損益	:	519,972 千円

以 上